

# 新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免制度のご案内

下記に該当する場合はご所属の建設埼玉の地区本部事務所にて申請をしてください

## 対象となる組合員と減免割合

	対象となる組合員	減免割合	
①	新型コロナウイルスに感染し重篤な症状となった組合員	全額	
②	営業収入（または給与収入）が令和元年と比べて令和2年に一定以上減少すると見込まれる組合員	減少率が30%以上40%未満	2/4
		減少率が40%以上50%未満	3/4
		減少率が50%以上	全額

参考：収入見込みの計算方法（建設国保で計算します）

申請までの収入額+過去3カ月の収入の平均×12月までの月数

例) 9月に申請した場合

「1～8月の収入」+「6～8月の収入平均×4（9～12月分）」

減免期間：令和2年2月～8月保険料（7か月分）

## 申請に必要な書類

	理由	申請書	収入申告書	添付書類（写し可）
①	感染し重篤となった場合	○	×	医師の診断書又は死亡診断書
②	収入の減少が見込まれる場合（営業収入）	○	○	・令和1年の確定申告書 （税務署印のあるもの、e-taxの場合は受信通知） ・令和2年の売上台帳など営業収入の確認できるもの
	収入の減少が見込まれる場合（給与収入）	○	○	・令和1年の源泉徴収票 ・令和2年の給与明細など給与収入の確認できるもの

※台帳などの添付書類に事業所名等が記載されていない場合は事業所のゴム印などを押印ください。

～収入計算の例～

令和元年収入 600 万円の組合員が 9 月に減免申請した場合

令和 2 年 1 月から 8 月分までの収入合計 300 万円

令和 2 年 6 月から 8 月までの 3 か月の平均月収 30 万円 の場合



ア、令和 2 年 9 月から 12 月までの収入見込み 30 万円×4 か月=120 万円

イ、令和 2 年の年間収入見込み 300 万円+120 万円=420 万円

ウ、減少率  $100\% - (420 \text{万円} \div 600 \text{万円} \times 100) = 30\% \dots$  減免割合 50%